

質 問 回 答 書

質 問 事 項	回 答
<p>仕様書「(1)「支え合いの仕組みづくり相談窓口(仮称)」の設置」内の「(ア) 対面窓口」について、相談窓口の場所や専用電話回線などの確保が必要と考えられるが、ハード面の整備には限界があるため、必要最低限度の条件などの詳細を伺いたい。また、自法人で地域福祉やボランティア活動に関する相談窓口を設けているが、広報の際には既存相談窓口と本業務の窓口名称の併記は可能であるか。</p>	<p>対面窓口については、仕様書5(1)ウ(ア)において規定するとおりとなっています。</p> <p>窓口の設置場所や専用電話回線の新設については、仕様書上特段の指定はありませんが、上記の要件を満たし、円滑に相談対応が可能な体制を整備できる提案をしてください。</p> <p>また、既存の地域福祉やボランティア活動に関する相談窓口との名称併記については、本業務の窓口機能が明確に区別され、市民に誤解を生じさせない表示方法であれば差し支えありません。</p>
<p>仕様書「(2) 各区のコーディネート業務」内の「(ア) 地域支え合い人材養成講座の開催」開催回数及び実施時間の考え方について、各区1回以上・合計3回以上の実施で要件を満たすと考えられるのか伺いたい。</p>	<p>仕様書5(2)エ(ア)aにおいて、「区域ごとに新たなサービスの担い手や地域づくり推進のためのリーダーとしての参画を促すことを目的とした『地域支え合い人材養成講座』の企画、広報、募集、実施を行う。」と規定しています。</p> <p>その上で、「講座の開催回数、主な内容等は次表のとおりとする」として、開催回数及び実施時間の条件を示しています。</p> <p>したがって、この規定は、各区で当該講座を実施し、各区の講座において開催回数3回以上かつ合計実施時間540分以上とするものです。各区において担い手の養成機会の確保することが、本業務の趣旨であることをご理解ください。</p>
<p>仕様書「8 生活支援コーディネーターの配置体制」内の「区域コーディネーターの配置」「日常生活圏域コーディネーターの配置」に規定されている「常勤」の考え方について、勤務形態や日数、1日の勤務時間等どのような職員を示すのか 詳細を伺いたい。</p>	<p>仕様書8(1)及び8(2)に規定する「常勤」の考え方については、「静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に規定する職員の勤務時間を基本としています。同条例では、職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分としています。このことに基づき、週5日勤務とした場合、1日当たり7時間45分(休憩時間</p>

	<p>を除く) となります。したがって、本業務における「常勤」とは、これに相当する勤務時間により業務に従事する勤務形態を想定しています。なお、具体的な雇用形態については問いませんが、本業務を安定的かつ継続的に遂行できる体制を示してください。</p>
<p>仕様書「8 生活支援コーディネーターの配置体制」「日常生活圏域コーディネーターの配置」に規定される「標準的な配置人員 2 圏域に 1 人程度の想定」について、15 人配置が必須となるのか「程度」の捉え方について伺いたい。</p>	<p>仕様所 8 (2) において、日常生活圏域コーディネーターについて「標準的な配置人員は 2 圏域に 1 人程度を想定する」と規定しています。本市の日常生活圏域は、別表 1 のとおり 30 圏域であり、2 圏域に 1 人の配置とした場合、15 人の配置が必要となります。</p> <p>日常生活圏域コーディネーターは、常勤かつ専任としていること、毎月の地域包括支援センターとの連携、協議体運営、地域の社会資源の可視化、地域ニーズとサービスとのマッチング等、業務が多岐にわたることを踏まえ、本業務においては 15 人の配置を前提とした仕様設計となっています。</p> <p>したがって、日常生活圏域コーディネーターは 15 人の配置を必須とします。圏域の兼任は可能ですが、2 圏域に 1 人の配置水準を下回る体制は原則認めることはできません。</p>